

建築基準法等に基づく事務手数料（滋賀県使用料および手数料条例抜粋）

(27) 建築基準法に基づく事務手数料 別表43(抜粋)

手 数 料 名		金 額(円)
(1)～(4)	建築物の確認・検査手数料	別紙による
(5)	建築基準法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または第18条第38項第1号もしくは第2号(これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	130,000
(5)の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(6)	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	37,000
(7)	建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	37,000
(8)	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(9)	建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(10)	建築基準法第47条ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(11)	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書または第14項ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査の手数料	
	ア イおよびウに掲げる場合以外の場合	170,000
	イ 法第48条第16項第1号に該当する場合	100,000
	ウ 法第48条第16項第2号に該当する場合	140,000
(12)	建築基準法第51条ただし書(法第87条第2項もしくは第3項または第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(12)の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(13)	建築基準法第52条第10項、第11項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(13)の2	建築基準法第53条第4項または第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	37,000
(14)	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	37,000

手 数 料 名		金 額(円)
(15)	建築基準法第53条の2第1項第3号または第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(16)	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(16)の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(17)	建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(17)の2	地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(18)	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(19)	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(19)の2	建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の申請に対する審査の手数料	
	ア 敷地の数が2である場合	85,000
	イ 敷地の数が3以上である場合	85,000円に2を超える敷地の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の3	建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例敷地に係る特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査の手数料	
	ア 指定に係る敷地の数が2である場合	31,000
	イ 指定に係る敷地の数が3以上である場合	31,000円に2を超える指定に係る敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
(19)の4	建築基準法第57条の4第1項ただし書きの規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(19)の5	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(20)	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積または壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(21)	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000

手 数 料 名		金 額(円)
(22)の2	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さまたは壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の2の2	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率もしくは壁面の位置または同条第3項ただし書きの規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の2の3	建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率もしくは建築面積または同条第2項ただし書きの規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の3	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積または同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の4	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率、高さまたは構造に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の5	建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく建築物の高さ、同条第2項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置または同条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(22)の6	建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(23)	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(24)	建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(24)の2	建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途地域等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(25)	建築基準法第68条の4第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(25)の2	建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(26)	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(27)	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(28)	建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(29)	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(30)	建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(31)	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	140,000

手 数 料 名		金 額(円)
(31)の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(32)	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物の数が1または2である場合	85,000
	イ 建築物の数が3以上である場合	85,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(33)	建築基準法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	85,000
	イ 建築物の数が2以上である場合	85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(34)	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物の数が1または2である場合	220,000
	イ 建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(35)	建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000
	イ 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(36)	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	85,000
	イ 建築物の数が2以上である場合	85,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額

手数料名		金額(円)
(37)	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000
	イ 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(38)	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査の手数料	
	ア 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	220,000
	イ 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した金額
(39)	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査の手数料	7,000円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
(40)	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(40)の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(40)の3	建築基準法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(40)の4	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(40)の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	140,000
(40)の6	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査の手数料	160,000
(41)~(47)	建築設備および工作物の確認・検査手数料	別紙による
(48)	建築基準法施行令第131条の2第2項または第3項の規定に基づく前面道路に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(49)	建築基準法施行令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000
(50)	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転に係る認定の申請に対する審査の手数料	32,000

令和7年4月1日